

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の一部改正に伴い新たに建築物に係る各種証明の手数料を徴収するため、および都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に定める用途地域に田園住居地域が新設されたことによる建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正に伴い、同法に基づく事務手数料を追加するため、滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 建築確認等に係る各種証明の手数料を新たに設定することとします。（第 2 条関係）

宅地建物取引業者による重要事項説明時には、建物の建築および維持保全の状況に関する検査済証等の書類の保存状況について記載した書面を交付して説明されることになるが、検査済証等が適切に保存されていない場合に既存住宅の売主が売主に先立って検査済証等の代替となるものを求めることが予想されることから、県が検査済証等の代替となる証明書を発行する場合の手数料を新設するもの。

(38) 建築確認等に係る建築物等の敷地等に関する台帳の記載事項証明手数料【新設】

(39) 特定建築物の建築等及び維持保全の計画（当該計画の変更を含む。）の認定証明手数料【新設】

(39)の2 長期優良住宅建築等計画（当該計画の変更を含む。）の認定証明手数料【新設】

(39)の3 低炭素建築物新築等計画（当該計画の変更を含む。）の認定証明手数料【新設】

(39)の4 建築物エネルギー消費性能向上計画（当該計画の変更を含む。）および建築物エネルギー消費性能の認定証明手数料【新設】

いずれも 1 件あたり 500 円

(2) 都市計画法に定める用途地域に田園住居地域が新設されたことに伴い、当該田園住居地域における建築基準法に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料を追加することとします。（別表第 43 関係）

都市農地の保全および活用が行えるよう都市計画法に定める用途地域に「田園住居地域」が新設されたことから、建築等の許可の申請に対する審査の手数料に当該区域を追加するもの。

・ 建築等の許可の申請に対する手数料 170,000 円【田園住居地域を追加】

(3) その他

ア この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ 関係条例について、必要な改正を行うこととします。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧	新
第1条 省略	第1条 省略
(使用料および手数料の額)	(使用料および手数料の額)
第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。	第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。
(1)～(37) 略	(1)～(37) 略
<u>(38)および(39) 削除</u>	<u>(38) 建築確認等に係る建築物等の敷地等に関する台帳の記載事項証明手数料 1件につき 500円</u>
	<u>(39) 特定建築物の建築等及び維持保全の計画（当該計画の変更を含む。）の認定証明手数料 1件につき 500円</u>
(追加)	<u>(39)の2 長期優良住宅建築等計画（当該計画の変更を含む。）の認定証明手数料 1件につき 500円</u>
(追加)	<u>(39)の3 低炭素建築物新築等計画（当該計画の変更を含む。）の認定証明手数料 1件につき 500円</u>
(追加)	<u>(39)の4 建築物エネルギー消費性能向上計画（当該計画の変更を含む。）および建築物のエネルギー消費性能の認定証明手数料 1件につき 500円</u>
(40)～(76) 略	(40)～(76) 略
2 略	2 略
第3条～第9条 省略	第3条～第9条 省略
付則 省略	付則 省略
別表第1～別表第42 省略	別表第1～別表第42 省略

別表第43

建築基準法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1)～(10) 省略	
(11) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書または第13項ただし書(法第87条第2項もしくは第3項または第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料	170,000円
(12)～(48) 省略	

注 省略

別表第44～別表第69 省略

別表第43

建築基準法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1)～(10) 省略	
(11) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書または第14項ただし書(法第87条第2項もしくは第3項または第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料	170,000円
(12)～(48) 省略	

注 省略

別表第44～別表第69 省略

滋賀県収入証紙条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
本則および付則 省略	本則および付則 省略
別表（第2条関係） (1) 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)第2条第1項第4号、第5号(高等学校の入学考査手数料に限る。)、第6号、第11号、第12号、第16号、第24号から第25号の2まで、第29号から第31号まで、第36号、第37号、<u>第40号</u>および第57号(屋外広告物講習受講料を除く。))ならびに同条第2項第1号、第3号(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料に限る。)、第4号から第18号まで、第20号、第22号から第24号まで、第26号から第29号まで、第30号(家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料および同令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料に限る。)、第32号から第34号の2まで、第36号から第43号まで、第44号(と畜場法(昭和28年法律第114号)第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつまたは解体の検査の手数料に限る。)、第45号から第51号まで、第53号、第55号から第58号まで、第60号、第62号から第68号まで、第70号、第71号、第71号の2(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第35条第1項の規定に基づく犬または猫の引取りの手数料を除く。)、第72号から第76号まで、第79号から第83号まで、第84号から第86号までおよび第88号に規定する手数料 (2)～(3) 略	別表（第2条関係） (1) 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)第2条第1項第4号、第5号(高等学校の入学考査手数料に限る。)、第6号、第11号、第12号、第16号、第24号から第25号の2まで、第29号から第31号まで、第36号から<u>第40号まで</u>および第57号(屋外広告物講習受講料を除く。))ならびに同条第2項第1号、第3号(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料に限る。)、第4号から第18号まで、第20号、第22号から第24号まで、第26号から第29号まで、第30号(家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料および同令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料に限る。)、第32号から第34号の2まで、第36号から第43号まで、第44号(と畜場法(昭和28年法律第114号)第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつまたは解体の検査の手数料に限る。)、第45号から第51号まで、第53号、第55号から第58号まで、第60号、第62号から第68号まで、第70号、第71号、第71号の2(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第35条第1項の規定に基づく犬または猫の引取りの手数料を除く。)、第72号から第76号まで、第79号から第83号まで、第84号から第86号までおよび第88号に規定する手数料 (2)～(3) 略